

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 31日

埼玉県知事 殿



提出者

住 所 埼玉県東松山市新宿町3-8

氏 名 前田道路株式会社 東松山営業所

所長 吉川 晋

電話番号 0493-27-0555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	埼玉県管轄内工事
事業場の所在地	埼玉県管轄区域内
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	資本金19,350百万円(東松山営業所 完成工事高 357.2百万円)
③ 従業員数	全社 2,233名 (うち東松山営業所 7名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場(排出場所)→収集運搬→中間処理→最終処分(再生)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 本店 CSR・環境部
 ↓
 支店 安全環境品質部
 ↓
 営業所 所長
 ↓
 営業所 工事担当者・事務担当者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	-	-
	排出量	-	-
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
② 計画	【目標】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	-	-
	排出量	-	-
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場や協議会時に廃棄物を種類ごとに分別することを指示・教育を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別についての指示・教育と分別状況の確認を継続的に行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1367.76 t	-
	(これまでに実施した取組) 廃棄物処理法、建設リサイクル法等関係法令に則り、自社工場において中間処理(破砕)を実施し、建設資材として再利用を推進。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1500 t	-
	(今後実施する予定の取組) 排出事業場区域によるが、自社工場での中間処理、再利用をさらに推進していきたい。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-	-
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類	-	-
	全処理委託量	-	-
	優良認定処理業者への処理委託量	-	-
	再生利用業者への処理委託量	-	-
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-
	(これまでに実施した取組)		
別紙の通り			

② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	-	-
	全処理委託量	-	-
	優良認定処理業者への 処理委託量	-	-
	再生利用業者への 処理委託量	-	-
	認定熱回収業者への 処理委託量	-	-
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	-	-
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】					
		産業廃棄物の種類	がれき類	汚 泥	木くず	紙くず	廃プラスチック
① 現 状	排出量	4421.6 t	1.43 t	21.735 t	2.295 t	8.04 t	5.59 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>事業所のISO実施計画において、産業廃棄物の適正処理を目的及び目標に掲げ、その一部として排出量の抑制について実施。</p> <p>また分別を行い、木くず等について型枠材としての再利用を促進し、混合廃棄物の削減に努めている。</p>						

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	がれき類	汚 泥	木くず	紙くず	廃プラスチック
② 計 画	排出量	2000 t	1 t	15.0 t	2 t	5 t	4 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>事業所のISO実施計画において、産業廃棄物の適正処理を目的及び目標に掲げ、その一部として排出量の抑制について実施。</p> <p>がれき類については、舗装修繕工事において切削オーバーレイ工法等を提案する。</p> <p>汚泥については、乾式カッターの使用を増やし削減を図る。</p> <p>分別を継続して行い、混合廃棄物排出の抑制を図っていきたい。</p>						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚 泥	木くず	紙くず	廃プラスチック	建設混合廃棄物
	全処理委託量	3053.84 t	1.43 t	21.735 t	2.295 t	8.04 t	5.59 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	19.25 t	2.295 t	8.04 t	5.59 t
	再生利用業者への処理 委託量	3053.84 t	1.43 t	21.735 t	2.295 t	8.04 t	5.59 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
（これまでに実施した取組） 再生利用業者への処理委託の推進。 電子マニフェストの活用を徹底し、処理を状況を適正に管理する。							

② 計 画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚 泥	木くず	紙くず	廃プラスチック	建設混合廃棄物
	全処理委託量	1500 t	1 t	15.0 t	2 t	5 t	4 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	15.0 t	2 t	5 t	4 t
	再生利用業者への処理 委託量	1500 t	1 t	15.0 t	2 t	5 t	4 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
（今後実施する予定の取組） 再生利用業者への処理委託推進の継続。 継続して電子マニフェストの活用を徹底し、処理を状況を適正に管理する。							